

## 幼児歯科健康診査の感染症対策について（令和5年5月8日以降）

### 1 概要

感染防止対策を講じた上で、1歳6か月児及び3歳児の歯科診察及び歯科保健指導を実施する。  
また、1歳6か月児については、希望者にフッ素塗布を実施する。

### 2 感染症の拡大防止策

- (1) 診察室内では、保護者のマスク着用をお願いする。
- (2) 歯科医師、歯科衛生士及び記録者はマスクの着用を必須とし、フェイスシールド（又はゴーグル）及びアイソレーションガウンの着用は任意とする。
- (3) 歯科医師及び歯科衛生士は、グローブを受診者1組ごとに付け替える。
- (4) 室内の換気を徹底する。

### 3 実施方法

区分	実施方法	感染防止対策
歯科診察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記録者（事務補助員）を配置する。</li> <li>・ 記録者が受診者をユニットに誘導する。</li> <li>・ 記録者が、歯科医師の診査結果を診査票に記入する。</li> <li>・ 歯科医師は、歯科保健指導に当たっての留意事項がある場合は、申し合わせた連絡方法により、歯科衛生士へ伝達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未使用の器具は、歯科医師の後方に設置し、飛沫が付着することを防止する。</li> <li>・ 使用済のミラー及びグローブ等はそれぞれ専用の容器に投下する。</li> <li>・ 記録者は、受診者1組ごとにユニットを清拭する。</li> </ul> <p>※ <u>受診待機者が使用した椅子等の受診者1組ごとの清拭は不要。</u></p>
歯科保健指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受診者全員に対して実施する。</li> <li>・ <u>受診者の口腔内でブラッシング指導を行う。</u></li> <li>・ 診査票の結果を母子健康手帳に転記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受診者には、予め歯磨きをした上で来場するよう案内する。</li> <li>・ <u>受診者を仰臥にさせて膝の上でブラッシング指導を行う場合は、受診者毎に検診用ロールシートを敷く。</u></li> <li>・ 受診者1組ごとに、使用した机・椅子等を清拭する。</li> </ul>
フッ素塗布 (1歳6か月児のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科保健指導の場で歯科衛生士が行う。</li> <li>・ 受診者1組につき、1人の歯科衛生士が、フッ素塗布及び歯科保健指導を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受診者を仰臥にさせて膝の上でフッ素塗布を行う場合は、受診者毎に検診用ロールシートを敷く。</li> </ul>